陸上自衛隊会計監査隊の組織の細部に関する達

昭和34年12月24日陸上自衛隊達第51-6号

改正 昭和50年4月2日達第51-6-1号 昭和52年6月3日達第51-6-2号

陸上自衛隊会計監査隊の組織及び運用に関する訓令(昭和 34 年陸上自衛隊訓令第 48 号)第8条及び第13条の規定に基づき、陸上自衛隊会計監査隊の組織の細部に関する達を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 杉山 茂

陸上自衛隊会計監査隊の組織の細部に関する達

(第1監査科)

- 第1条 陸上自衛隊会計監査隊本部(以下「会計監査隊本部」という。)の第1監査 科においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 武器、航空、化学及び総務関係業務並びに金銭関係業務の会計監査の実施に関すること。
 - (2) その他陸上自衛隊会計監査隊長(以下「会計監査隊長」という。) から命ぜられた事項に関すること。

(第2監査科)

- 第2条 会計監査隊本部の第2監査科においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 施設及び通信関係業務の会計監査の実施に関すること。
 - (2) その他会計監査隊長から命ぜられた事項に関すること。

(第3監査科)

- 第3条 会計監査隊本部の第3監査科においては、次の業務をつかさどる。
 - (1) 衛生、需品、厚生及び輸送関係業務の会計監査の実施に関すること。
 - (2) その他会計監査隊長から命ぜられた事項に関すること。

(委任規定)

第4条 この達に定めるもののほか、陸上自衛隊会計監査隊の組織の細部に関し必要な事項は、会計監査隊長が定める。

附則

この達は、昭和35年1月14日から施行する。

附 則 (昭和 50 年 4 月 2 日陸上自衛隊達第 51 - 6 - 1 号)

この達は、昭和50年4月3日から施行する。

附 則 (昭和 52 年 6 月 3 日陸上自衛隊達第 51 - 6 - 2 号) この達は、昭和 52 年 6 月 3 日から施行する。